

裁判官弾劾裁判制度の確立過程

佐々木 高雄

- 1 序
- 2 マッカーサー草案の完成まで
- 3 その後の憲法制定過程
- 4 裁判官弾劾法の立案
- 5 国会法の制定過程
- 6 裁判官弾劾法の制定過程
- 7 制度の評価——むすびにかえて

1 序

裁判官弾劾裁判制度については、それが第二次大戦後、新たにわが国に導入された舶来の制度である、という事実に惑わされ、外国の例に引きずられた議論が多い¹⁾。弾劾裁判所判決と恩赦とのかかわりを論じようとする問題の立てかたなど、その典型ではないか²⁾。恩赦について、司法権の判断を行政権が覆すことと言えるとすれば、弾劾裁判所は、國民主権を直接具体化した制度であり、その判断が一國家機関にすぎぬ行政権によって覆されるとするには、本末顛倒もはなはだしい。仮に恩赦法（1条）の文言を改めて、「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権」以外にその効力を拡げても、原理的に扱えない問題とすべきであろう。わが国には無縁な設問であるにもかかわらず、わが国との相違を弁えず、ただ英米において論じられる³⁾が故に、問題とされているのではなかろうか。

制度の組織にかかわる問題も、これと似た境遇に置かれている。人々は“下院が訴追し、上院が裁判する”構図をひたすら追い求めて、失敗した。そのため、そこに出

来上った制度について、時に外国のそれと異なると批判する⁴⁾。これは、正当な論理とはいいがたい。確かに、現行制度は目指したところを大きくはずれ、偶然の積み重ねの成果である。しかし、瓢箪から駒の出るように、独自の、評価すべき制度がそこに生み出されていないとも限らない。本稿では、制度の確立過程を明らかにすることによって、不当な舶来崇拜を除き、とらわれない公平な観点から、現行制度の評価を下したいと思う。そのために、憲法（ことには第64条）、国会法（ことには第16章）、裁判官弾劾法（以下、弾劾法と略す）の制定経過を精査しよう。

2 マッカーサー草案の完成まで

日本国憲法の草案は、極東委員会の実動以前に占領の実体を形づくってしまおうとするマッカーサー司令部の強いイニシャチブのもと、きわめて短時日のうちに用意された。このことは、近年ではすでによく知られた事実である。しかし、今ここに、いかに慌ただしい作業であったかを、実証的に再確認しておくことは、本稿の目的にとって、きわめて重要な思われる。

昭和21年2月1日、毎日新聞は松本委員会の報告書の概要をスクープした。当時、このスクープは、GHQの反応を探るために、吉田外相のあげた観測気球であろうと考えた人も少なくなかったようである。しかし、それは穿ちすぎであり、事実は単なる偶然の所産にすぎなかった⁵⁾。それにもかかわらず、この偶然のスクープが日本の運命を方向づけることになったのである。

新聞記事を通じて日本側の構想を知りえたマッカーサー司令部は、これでは到底極東委員会など連合国側を満足させないと憂慮したあげく、日本人の手によって憲法を制定させるにしても、その手本として、具体的な憲法草案を与えることが最善であるとの結論に達している（2月3日⁶⁾）。その結果、GHQ内の民政局のスタッフを動員して、2月4日から作業を開始した。

作業は、専門分野ごとの小委員会を設けるとともに、それらの調整を図るために運営委員会を設置して、前者の起草した案文を、両者の合同会議において検討するという段取りから始められた⁷⁾。2月5日及び6日には「新しい憲法の予備的粗案に関する会議」が開かれ⁸⁾、運営委員会のメンバーのほか、小委員会からも起草に当る人々が参加する⁹⁾。しかし、この2日間の会議において、弾劾裁判制度がどのような形で扱われたのか、会議録からは不明である。もっとも、かなり早い時期から、GHQが同制度導入の考えを抱いていたことは窺える。例えば、昭和20年10月8日、政治顧問アチソン（G. Atcheson, Jr.）氏が近衛文麿公と会見し、憲法改正問題を討議した際に、「SCAP

裁判官弾劾裁判制度の確立過程

〔=連合国最高司令官〕が基礎的と考えている諸点」を——私案とことわりながらも——12項目に整理して提示したが、その中に、9番目として「官吏の弾劾並びにリコールの規定」が入れられている¹⁰⁾。また、同年12月6日に報告されたラウエル氏の予備的研究においても、国民の意向に副って運営される統治機構を創るため、立法部に「弾劾の訴追とその審判」の権限を与えることが提案されている¹¹⁾。これらが直接的に影響したのか否か、明らかにする資料を持ちあわせないが、いずれにしても、先の会議と同じ2月6日、運営委員会と天皇・条約・授權規定に関する委員会(Committee on the Emperor, Treaties and Enabling Provisions)¹²⁾とが会合し検討した項目の中に「弾劾」は含まれる。つまり、民政局の第1次案は弾劾について、独立した章を立てて起草していたのである。第1次案は次のとおりである。

Chapter VIII Impeachment

All officers of the State shall be removed from office upon impeachment for and conviction of treason, bribery, or any high crime or misdemeanor, in accordance with the provisions of Article...¹³⁾

第8章 弹劾

国のすべての官吏は、第 条の規定に従って、叛逆罪、収賄罪、あるいはその他いかなる重大な犯罪または軽罪によろうとも弾劾され、有罪判決を受けたときに罷免される。

この第1次案の特色は、合衆国憲法（2条4節）に対して、それを日本の制度とするために必要な範囲で筆を入れたにすぎない点であろう。これは、単に弾劾裁判制度の基本理念に関する条文の用語について、その対応を指摘できるばかりか¹⁴⁾、具体的に制度を運用する機関についても、立案者たちは、自国同様、議会全体が弾劾裁判に関与することを構想していたように思われる。そのためにこそ、「公務員の罷免のための一般的なテクニックとしては、弾劾は面倒で時間がかかり、公務員に対し告発がなされるごとに、国会が弾劾裁判所として審理に当たる必要が生ずることになる¹⁵⁾。」という自国の制度に向けられた非難が、そっくりそのまま日本国憲法の改正草案を検討する際に想起されているのである¹⁶⁾。そして、議会の仕事量を——弾劾裁判の対象を限定するという形で——減ずるために、「弾劾の制度を設けるのは司法部のメンバーの罷免に限るのがよい」という結論に至っている。その結果、第1次案は全文削除され、新たな構想のもとに、弾劾裁判制度を準備しなおすことになった。

佐々木 高雄

第2次案は、第1次案のような逐語的な対応関係を確認できるわけではないが、やはり合衆国憲法（1条3節6項）を基礎に作成されたものであると指摘できるように思う¹⁷⁾。第2次案は次のとおりである。

CHAPTER III THE DIET

Article XXV. The Diet shall sit as a court of impeachment to try members of the Judiciary against whom proceedings have been instituted, as determined by law. Convictions shall require the vote of two-thirds of the members present.¹⁸⁾

第3章 国会

第25条 国会は、法律の定めに従い、訴追を受けた司法官を裁判するため、弾劾裁判所を開設する。有罪を決するには、出席議員の三分の二の投票を必要とする。

この第2次案は、2月7日の運営委員会と国会に関する小委員会との会合において検討される。その席で、ある者は「弾劾の訴追を受けた裁判官の審理に当たる弾劾裁判所が国会議員によって構成されることが、望ましいかどうかを問題とした¹⁹⁾」。ある者は、これに反対し、「司法部が司法部のメンバーに対する弾劾裁判所となることは不可能だから、司法部のメンバー〔に対する弾劾〕の審理にあたりうる機関としては、国会しかない」と第2次案の擁護論を展開した。また、「弾劾手続において罷免の裁判をするのに三分の二の多数を要するとするのは、要件が高すぎて弾劾の成立が難しくなる」との見解も示されて、結局、立案担当者間に「妥協が成立した」。そのため、国会を弾劾裁判所として用いるが、罷免のための——三分の二という——要件を定めた後段を削除することになる。議会の負担をさらに軽減しようとする観点からであろう、この妥協には、弾劾裁判所を——全議員によって組織する構想を否定し——議会の一部メンバーで組織するという考えも含まれたようである。このようにして生まれた第3次案（A）は次のとおりである。

CHAPTER IV THE DIET

Article XVIII. The Diet shall constitute from among its members a court of impeachment to try members of the Judiciary against whom proceedings have been instituted, as determined by law.²⁰⁾

第4章 国会

裁判官弾劾裁判制度の確立過程

第18条 国会は、法律の定めに従い、訴追を受けた司法官を裁判するため、その議員を以って組織する弾劾裁判所を構成する。

これが「民政局長のための覚え書き」に収められ、国会に関する小委員会から、ホイットニー (C. Whitney) 准将に宛てて報告される²¹⁾。しかし、さらにその後、条数等を改め、上記下線部を *judiciary* と小文字に変えた案文が作成された²²⁾。これを第3次案 (B) と呼んでおこう。2月10日、各小委員会の成果が一応まとめあげられて日本国憲法草案の体を成すが、その一部になったのが、この第3次案 (B) である²³⁾。

2月12日、運営委員会はこれに最終的な検討を加え、第3次案 (B) の末尾4語を削るとともに、文意を明らかにするためであろうか、proceedings の前に removal をつけ加えている。条数なども改められた。これがマッカーサー司令官に提出され、承認を受け、ここに総司令部案が確定した。これは2月13日、日本側に手交され、交付案あるいはマッカーサー草案と呼ばれることとなる。それは次のとおりである。

CHAPTER IV The Diet

Article LVIII. The Diet shall constitute from among its members a court of impeachment to try members of the judiciary against whom removal proceedings have been instituted.²⁴⁾

第4章 国会

第58条 国会は、罷免の訴追を受けた司法官を裁判するため、その議員を以って組織する弾劾裁判所を構成する²⁵⁾。

3 その後の憲法制定過程

マッカーサー草案について、本稿の立場から関心を惹かれるのは、それが一院制を採用した点である²⁶⁾。草案を受けた日本国政府の一員=松本烝治国務大臣も、概観後直ちに、一院制についての驚きと不満とを表明し、その場で二院制の長所を GHQ 側に説いて聞かせた程である²⁷⁾。

松本大臣は、自らの説明に相手が新知識を与えられたかのごとく感心した旨、後に語る²⁸⁾。しかし、GHQ 側としては、民主的単一国として組織する日本国憲法としては、一院制の方が二院制よりシンプルであるとしながらも、さしてそれに拘るわけでもない。もし日本側が二院制を強く求めて来た際には、他の譲歩を引き出すための

佐々木 高雄

材料にもなるといった配慮も働いて、一院制の選択に至った模様である²⁹⁾。また、自國が二院制を採り、ネブラスカを除くすべての州が二院制を採っている以上、彼らにとって二院制の長所は決して知らないものではなかった³⁰⁾。そのため、日本側の求めにたやすく応じて、2月22日には二院制の採用を——民主的組織を条件として——是認したのであった³¹⁾。

その同じ22日の閣議決定に基づいて、政府は公式にマッカーサー草案を基礎とした改定作業に着手する³²⁾。25日の閣議では、同草案の第1章および第2章に対する翻案が示され³³⁾、26日の閣議では、草案全体の訳文が閣僚に配られ³⁴⁾、その後の作業計画が立てられた。秘密裡にことを進める必要から、日本案準備の担当者を可能なかぎり絞り、松本大臣のほかには、佐藤達夫法制局第一部長のみがその仕事に携わり、入江俊郎法制局次長が適宜彼らを助ける態勢を整えている³⁵⁾。また、作業の一応の目途を3月11日とすることも決定された。さっそくに、松本大臣から佐藤氏に対して、同大臣の手になるモデル案が、マッカーサー草案とともに手渡される³⁶⁾。モデル案とは、マッカーサー草案の基本形態を崩さぬようにして起草された日本案であったが、第1章および第2章に限られた。そして、分担も決められ、松本大臣が1、2、4、5の各章を受けもち、残りが佐藤氏の受けもちとされた³⁷⁾。

両者の最初の打合会は、2月28日にもたれている。佐藤氏は、担当部分の日本案を用意し、松本大臣のモデル案と合わせて、日本国憲法「初稿」とした上で、両者でそれに検討を加える³⁸⁾。翌3月1日には、2回目の打合会がもたれ、「初稿」に訂正を加え推敲した法案に——「初稿」に欠けていた、松本大臣担当の——第4章および第5章を足し、全ての条文をそろえた「第二稿」を準備した上で、それを検討する³⁹⁾。マッカーサー草案第58条に対応する「第二稿」は次のとおりである。

第六十三条 国会ハ罷免ノ訴追ヲ受ケタル裁判官ヲ裁判スル為兩議院ノ議員ヲ以テ組織スル彈劾裁判所ヲ構成スヘシ⁴⁰⁾

3月2日、GHQ側より、日本側の案を4日の月曜日に提出せよ、英文がまにあわなければ、日本文のままでもかまわないとの指令を受け、急遽案文を整えて3月2日案を完成する⁴¹⁾。弾劾裁判制度については「第二稿」中の条数が「第六十五条」と改められたにすぎなかった。これを指定された4日、松本大臣は佐藤氏を伴ってGHQを訪れ、提出する⁴²⁾。その場ですぐに翻訳が始められる⁴³⁾。それが済むと引き続いてGHQとの検討が始まる。この作業は夜を徹して行なわれ、翌日の夕刻、ようやく成

案を得たのである（3月5日案）。

ところで、GHQ に提出された3月2日案とマッカーサー草案との異同はどこにあるか。英文⁴⁴⁾で比較すれば次のとおりであり、語順、用語など若干異なるものの、日本文で比較すれば、自動書替機械を用いたかの印象を抱かされるであろう。一院制のもとでの「その議員」を、二院制の採用に伴って——「国会」は両議院から成るとの考えに基づいて——「両議院ノ議員」に改めた以外、違いは何もないである。

LVIII Article LXV. The Diet shall set up *constitute a court of impeachment / among*
its members to try members of the judiciary
the members of both houses for the purpose of trying those judges
against whom removal proceedings have been instituted.

（本文が3月2日案であり、加筆のイタリック体がマッカーサー草案である。）

日本国憲法の制定過程において、このような自動書替機械的作業を改正規定（マッカーサー草案第89条）についても見ることができる⁴⁵⁾。したがって、弾劾裁判制度に関する規定を記す際にだけとられた手法とこれを解すべきではない。しかし、そうはいっても松本、佐藤両氏が多く手抜き仕事をしたなどと言おうとするものでも、もちろんない⁴⁶⁾。占領国側から示された草案に忠実に従い、「ベーシック・フォームス」を損なわないような配慮があったればこそと思われる。ことに、わが国に未知の制度であればなおさら謙虚に、マッカーサー草案に従ったのではなかろうか。それに加えて、日本側は誤算した⁴⁷⁾。3月2日案について、それが閣議決定も経ていない単なる試案にすぎず、これから彌琢して行くための粗案であると考えていたために、その後の修正の可能性を過大視していた様子である⁴⁸⁾。このような誤算に基づいて、3月2日案には、不完全な内容の規定が、不完全であることを承知の上で盛り込まれているように思われる。例えば、弾劾裁判制度同様、戦後の、わが国に未知の制度である違憲法令審査制に関する規定について、次のようなやりとりが報告されている。

マッカーサー草案（73条1項）は、最高裁判所が違憲法令審査権を有するが、その判断が最終的とされるのは基本的人権にかかる場合に限られ、その他については、国会が最高裁判所の判決を再審できる旨の規定を置いていた。日本側は、「国会が自己ノ議決シタル法律ノ効力ヲ判決スルコトハ多少問題ト思ハルルモ」、3月2日案には第81条1、2項として規定しておき、3月4日から5日にかけての徹夜の審議の際に、GHQ 側にその真意を質している⁴⁹⁾。すると、彼らは「稍困却セル表情ニテ然ラ

佐々木 高 雄

バ貴方案ニ何故ニ之ヲ採用セルカト反問」するのである。自分の納得の行かぬ規定を入れていることが、GHQ 側には理解できなかつたらしい。しかし、佐藤氏の説明を率直に聞いて再考したからであろう、GHQ 側は「国会による再審」の削除に同意し、終局的には、現行憲法81条に収まつたのである。

弾劾裁判制度や改正規定についても、同じことがいえるのではなかろうか。違憲法令審査権の場合と異なるのは、内容を充分吟味しないまま、言葉だけを二院制用に書き改めたにすぎない試案が、そのまま定着させられてしまったことである。佐藤氏の手記には、3月2日案を示しながら、「此ノ訴追ハ誰ガ為スベキカ、貴國ノ制度ニテハ下院訴追、上院判決スルコトニ為リ居ルモ、本案ハ両院議員ガ裁判所ヲ組織スルコトヲレル故多少事情ヲ異ニス」と質問したことが記されている⁵⁰⁾。自分で記した法文について、その意味を他人に聞いているわけで、いかにも奇異な表現だが、GHQ 側も弾劾裁判制度について、その細目にわたつてまで充分な検討を加えていたわけではなかつたからでもあろうか、反問することなく、むしろ渡りに舟とばかりに、佐藤氏の発言に促され、「夫レハ貴方ノ適當ト認ムル方法ヲ法律ニテ規定スレバ可ナリ」と答えている。その結果

弾劾ニ関スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

Matters relating to impeachment shall be provided by law.

との規定が、3月5日案では第2項としてつけ加えられることになった。

日本国政府は、用語の調整などを行った後、翌3月6日に「憲法改正草案要綱」(以下、要綱と略す)として、GHQ との折衝の成果を発表する。日本文は次のように改められているが、英文に変わりはない。

第五十九　国会ハ罷免ノ訴追ヲ受ケタル裁判官ヲ裁判スル為両議院ノ議員ヲ以テ組織スル弾劾裁判所ヲ設クベキモノトシ弾劾ニ関スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト⁵¹⁾

その後、GHQ との交渉を重ねながら4月17日に「憲法改正草案」を発表する。ここにおいて、口語化が進められ、漢字ひらがな文に改められた。日本文は次のとおりである。なお、英文に変わりはない。

裁判官弾劾裁判制度の確立過程

第六十条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

弾劾に関する事項は、法律でこれを定める⁵²⁾。

帝国憲法改正案は、6月20日、第90帝国議会に提出され、若干の修正を受けながらも、10月7日、議会での審議を終了、枢密院の諮詢を経て、10月29日、確定した。弾劾裁判制度に関する規定は、要綱から確定に至るまで、条数の変更はあったにしても、内容は不变である。日本国憲法は、11月3日に交付され、6ヶ月後の昭和22年5月3日、施行された。弾劾裁判制度はその64条として規定されている。

このような経緯で憲法規定は成ったが、弾劾裁判所についてまとめれば、立案者も含めて、だれ一人として考え及ばなかった——両議院の議員で組織する——制度が、ここに生み出された、ということであろう。

4 裁判官弾劾法の立案

昭和21年4月17日、憲法改正草案が発表されると、司法省民事局では弾劾制度についての検討を進め「判事弾劾法要綱試案」を得る⁵³⁾。これは、結局、その後に継承し発展されることなく裁判官弾劾法の制定過程から消え去るが、本稿の立場からは、見落すことのできない内容が含まれる。すなわち、「弾劾裁判所は……参議院に於て開廷するものとすること」(一(1))との原則を掲げた後、弾劾裁判所の構成を扱う。まず、「裁判官の定員は九名とし、五名を以て定足数とすること」(二(1))とした上で、二案を併記する。第一案は、「参議院議長を裁判長とし、両議院の議員中より各四名宛の裁判官を選出せしめる」ものであるのに対して、第二案は、「参議院議長を裁判長とし参議院議員より八名の裁判官を選出せしめる」ものである。両案は、改正草案60条の文言=「両議院の議員で組織する弾劾裁判所」の解釈の違いに起因する。第一案は、弾劾裁判所を両議院の議員で構成すべきものと解した場合であり、第二案は、弾劾裁判所制度の全体が両議院の議員でうめられればよい、と規定をゆるやかに解した場合である。この二案の優劣について、「裁判といふことの性質上、一般政治に最も直接する衆議院の議員を裁判官に充てることは避くべきであるから、第二案が優るものと考へる。」との私見が付されている。

「罷免訴追の機関」についても、民事局試案は二案を並べる。第一案は、「内閣をして追訴権を専行せしめる」ものであるのに対して、第二案は、「衆議院議員中より十名内外の委員を選出せしめ之を以て構成する訴追委員会を設け、訴追権を専行せし

佐々木 高雄

める」(三(イ)) ものである。二案の優劣についての「私見」において、責任の所在の明確化をはかる点では第一案が優れる事実はあるものの、そこには「内閣が多数党によつて組織されることを考へると訴追権がその政党の政策に利用され、判事を圧迫する具に供される虞がある。」その点、第二案では、訴追委員会が各党派の議員で構成される結果、「委員会に於ける論議なり委員会の活動なりは当然広く知れることになるから却つて訴追権の行使を公明ならしめる」ものと考えられ、「従つて第二案が優る」こととなる、としている。

以上から明らかになる民事局の構想は、衆議院に訴追を行わせ、参議院に弾劾裁判を行わせようとするものであったといえる。しかし、この構想には、ことに弾劾裁判所に関する改正草案の規定について、かなり強引な解釈を施しているとの印象を拭えない。判事弾劾法要綱試案と同時期に起案されたと思われる「弾劾裁判所法案要綱」においては、同上規定を率直に解釈し、弾劾裁判所の裁判員が衆参両院議員によるべきことを前提とした構想が示されている⁵⁴⁾。このような解釈を目にすると、民事局の強引さは、解釈の域を出ているように思えてくる。これは、むしろ弾劾裁判所を参議院議員のみによって構成しようとする構想に合わせるための操作と呼ぶにふさわしい。弾劾制度についての経験を持ちあわせないわれわれの先輩は、世界の例を参照し、下院が訴追し、上院が裁判するという一般的事実に着目したばかりか、それに拘泥したのではなかろうか。

弾劾裁判制度については、その後、内閣総理大臣の諮問機関=臨時法制調査会が発足し、司法関係を扱う第三部会において検討されることになる⁵⁵⁾。しかし、第三部会が小委員会を組織して作業を進めるのに先だって——弾劾裁判所が衆参両院議員をもって構成することから——国会にかかる法規を担当する第二部会で弾劾法を扱うのか、それとも裁判官にかかることとして、第三部会で扱うのかについて検討され、とりあえず第三部会で扱うことにならなかったことを報告しておこう⁵⁶⁾。

前出の小委員会では、発足後まもなくの7月24日、第1次「裁判官弾劾法案要綱」を起案する⁵⁷⁾。これは、先の民事局案ほどの強引さは除かれて、裁判員を衆参各五名としているものの、「参議院議長を裁判長とし」(一(イ))とあるように、まだ“上院での裁判”にこだわりを示している。訴追機関については、二案が併記された。第一案は、訴追権を検事総長に与えるものであり⁵⁸⁾、検事総長は自ら立件するほか、下級裁判所の裁判官の訴追については都道府県会の議決に従い、最高裁判所の裁判官については「衆議院議員を以て構成する委員会を設け」、その議決に従つて訴追権を行使する、という内容である。第二案は、「衆議院議員を以て構成する訴追委員会を設け、

裁判官弾劾裁判制度の確立過程

弾劾の訴追は訴追委員会がこれを行ふもの」とされていた。両案について、ことにはその優劣は論じられていないが、両案とも——検事総長の職権立てを除けば——院制をとる都道府県会あるいは衆議院が訴追権を実際に、あるいは事実上、行使する構想であったと概括することが出来、いわば“下院での訴追”にやはり規定された発想であったといえるのではなかろうか。

昭和30年までの制度の原型となったのは、8月7日に完成した第2次「裁判官弾劾法案要綱」である⁵⁹⁾。これによれば、「弾劾裁判所は両議院の議員各々七名の裁判官を以て構成し、内一名を裁判長とすること。」(一)が明規されるとともに、訴追を行う機関として、衆議院「議員二十名を以て組織する訴追委員会」の設置が確認されている(二)(三)。当初、別案として、「特別の訴追機関を設けず、弾劾裁判所は直接国民の訴追を受理する」構想も示されたが、小委員会の席上、否定されたのであった。弾劾裁判所と訴追委員会の組織については、次の第3次「裁判官弾劾法案要綱⁶⁰⁾」(8月21日)において変更なく、臨時法制調査会第2回総会(8月22日)で、これが報告されている⁶¹⁾。その後、この第3次要綱を基礎に、8月24日に第1次「裁判官弾劾法案⁶²⁾」が、9月1日には第2次法案⁶³⁾が起草され、4次⁶⁴⁾、5次⁶⁵⁾の要綱が作成された後、第7次法案まで⁶⁶⁾が順次起草される。そして、最終的な第6次要綱⁶⁷⁾を準備した後に、弾劾法を議員提出法案とすることに変更される⁶⁸⁾。そのために、衆議院議院運営委員会に小委員会を設けて第8次法案⁶⁹⁾を作成、さらに修正を加えて、議会での審議を迎えることになったのである。

5 国会法の制定過程

本稿の目的である弾劾裁判制度の確立過程を明らかにする作業は、弾劾法それ自体の議会審議に先立って、まず国会法の成立経緯をたどっておかなければならない。なぜならば、弾劾裁判員および訴追委員が国会議員によることから、国会法の第16章に、弾劾裁判所と訴追委員会の組織の大枠が規定されたからである。また時間的にも、国会法の制定が弾劾法のそれに先行するばかりか、この事実が弾劾裁判所の組織を決するのにある種の影響を及ぼしたと思われるからである。

国会法の制定準備について、若干注意を要するのは、それが、当初、政府の手によるほか、議会の手によってもなされていた事実であり、これが調整されて、議会側に委された事実である⁷⁰⁾。

政府側の作業は、臨時法制調査会第二部会においてなされ、昭和21年8月7日に「議院法改正の項目⁷¹⁾」をまとめた上で、それを「国会法案要綱試案」と改め、同月

佐々木 高雄

13日に部会決定、10月21日には「国会法案要綱(案)⁷²⁾」を作成して、同上調査会第3回総会(10月22、23日)に報告されている。しかし、これらには、弾劾裁判所などについての言及は一切ない。そのためでもあろうか、総会では、原夫次郎氏によって、弾劾裁判所の問題を第二部会で扱うべし、との提言が執拗になされている⁷³⁾。どうもこの提言は——予め弾劾法の担当を検討した際の経緯を無視するものもあり——縋張り争い的な印象を強く抱かされるが、いずれにしても、同氏の努力は徒労に終る。というのは、この総会後まもなく、国会法案の準備作業から政府側が降りてしまうからである。

議会側の作業は、昭和21年6月18日、衆議院の各派交渉会で議院法規調査委員会の設置を決定したことに始まる。6月27日には委員を依頼、7月6日に初会合を開いた後、8月9日から月末までに実質的な会合を3回重ね、「新憲法ニ基キ国会法ニ規定スル事項」を決定した(8月30日⁷⁴⁾)。全19項目に及ぶが、18番目に弾劾裁判所が挙げられ

1. 裁判所ニ委任シテ独立ニ裁判セシムルコト
2. 裁判所ノ構成及裁判手続等ヲ法定スルコト
3. 罷免訴追ノ場合ヲ法定スルコト
4. 罷免請願手続ヲ法定シ之ガ処置方法ヲ規定スルコト
5. 国民ヨリ裁判官ノ罷免ヲ請求シタル場合ハ弾劾裁判所トノ関係ヲ考究スルコト⁷⁵⁾

とされている。ここにおいて明らかなのは、国会法と名乗る法律において、弾劾裁判制度のすべてを網羅しようという意図のあったことである。議会側の意気込みであろうか。それはともかくとして、ここに政府側・議会側の両案を見るに至ったため、10月7日には、両案の対照表などが作成されている⁷⁶⁾。弾劾法をどちらで扱うかをめぐり、争いがないわけではなかったためであろう⁷⁷⁾。しかし、10月末頃、議会の運営などを扱う国会法案は議員立法としたい旨の申入れが、衆議院議長から内閣総理大臣になされるに及んで、最終的に作業は一本化され、同法は議会の管轄とされている⁷⁸⁾。ところが、議会側には、臨時法制調査会第三部会との間の調整が、まだ残されていた。

先の「新憲法ニ基キ国会法ニ規定スル事項」の記された時、第三部会における弾劾法立案作業は、少なくとも、すでに第3次要綱作成後第1次法案まで進んでいた。だから、どの範囲を国会法で扱うかについて、両者の間に折衝がもたれたとも考えられ

裁判官弾劾裁判制度の確立過程

るが、そのような記録は見当らない。ことによると、人的接触を基に⁷⁹⁾、第三部会における作業の進捗状況に配慮して調整がなされたのであろう、当初の計画とは大きく懸け隔たり、佐藤達夫文書中「11—11」と表記された法案には、弾劾裁判制度について、ただ一ヶ条

国会の設ける弾劾裁判所に関しては、別の法律でこれを定める⁸⁰⁾。

旨の規定が置かれていたにすぎない。そのため、佐藤文書中の謄写刷り草案の余白には鉛筆で「裁判員・訴追委員ノ選任ヲ入レタシ」との注文が記入されている⁸¹⁾。

第2次国会法草案は、11月16日に「大体を内定⁸²⁾」し、21日の法規委員会で決定したと伝えられる。多分、この間の変遷を示すものであろう、佐藤文書には表紙に「11—18」および「11—21」と鉛筆書きされたものが含まれる。「11—18」は、「11—11」と同じ草案の上に赤インクで加筆したものであり、先のコメントに従ったかのように、弾劾裁判制度については全文を削り、次のように記されている。

第十六章 弹劾裁判所

一、弾劾裁判所は、各議院においてその中から選挙された同数の裁判員でこれを組織し、その裁判長は、裁判員の互選とする。

二、裁判官の罷免の訴追は、衆議院においてその議員中から選挙された訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行ふ。

訴追委員会の委員長はその委員がこれを互選する。

三、弾劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることはできない。
_a

四、各議院において裁判員、衆議院において訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。

五、この法律に定めるものの外、弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

これが次には活版印刷される（「11—21」⁸³⁾）。加えられた訂正は、条数を114条乃至118条と付したほか、下線部分 a を「裁判員がこれを互選する」、b を「が」とし、*印の箇所に読点をふった程度にとどまる。なお、11月21日には、諸方面からの要望に応えて、「新国会法に就いて」と題する新聞発表がなされている⁸⁴⁾。この新聞発表は、「11—21」の紹介であると思われるが、弾劾裁判制度については、「新たに国会法に

佐々木 高雄

規定した重要な点」の「五、弾劾裁判所」として挙げられ、「弾劾裁判所に関しては別に法律でこれを定むべきものであるが、必要と認められる若干の規定を挿入した。」と説明されている。

佐藤文書「11—27」および「12—5」における訂正も、本稿の対象とする範囲では修辞学的修正の域を出ない。

国会法で弾劾裁判制度をどこまで扱うかという判断は、すでに「11—18」、つまり第2次草案作成時と考えられる段階で定まっていたことは明らかであろう。既述のように、臨時法制調査会の第三部会では、裁判員および訴追委員について、具体的な人数を示していたのであったが、それらは国会法に規定せず、制度の大枠のみを同法で扱う、という内容であった。

国会法は、第5次草案まで作成した上で、それが第91帝国議会に提出され、審議される。昭和21年12月18日、衆議院においては提案者となった田中萬逸氏が、「罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するための弾劾裁判所については、詳細は別の法律に譲り、ただその構成及び訴追委員会の構成に関する基本的な規定をいたしました。」と趣旨説明し⁸⁵⁾、国会法案委員会が組織され、12月19、20日と委員会がもたれている。その席上、逐条的な説明がなされ、126条の訴追機関については、「臨時法制調査会の答申をも参考いたしまして、衆議院においてその議員の中から選挙された訴追委員で組織する訴追委員会というものが訴追の任に当ることにいたしました。」と述べられている⁸⁶⁾。委員会は、弾劾裁判制度に対して関心を示さず、質疑もほとんどない。法案は全会一致で可決され、12月21日の本会議でも原案どおり可決、貴族院に送付されている。

貴族院では、12月22日、国会法案特別委員会を組織して、懇談会を開いた後、続く23、24日に会合がもたれ、両院協議会制度などを中心に審議したが、弾劾裁判制度は無視された。12月25日に会期は終り、国会法案は審議未了とされている⁸⁷⁾。

第92帝国議会の衆議院には、再び「前議会のものと全然同一」の法案⁸⁸⁾が提案され、「説明を繰返すことの煩を省略して」第一読会を終え、第二、第三読会も省いて法案を可決、それを貴族院へ送付した。貴族院においては、再び国会法案特別委員会を設置して審議を開始する（昭和22年2月22日）。弾劾裁判制度についての審議は、「……それでは十六章に参ります、別にございませぬければ、十七章に参ります……⁸⁹⁾」という猛スピードで済ませられた（2月25日）。その後、両院協議会についての衆議院一辺倒の制度に対する不満が噴出し、懇談会などもたれ調整が試みられた様子であり、結局、3月18日、修正意見が出され、それを可決して、直ちに本会議での審議に移り、委員会報告どおりに可決したのである。修正案は衆議院に回付され、その同

意を得て、ここに国会法が成立した。第16章については、提出案が一語だに改められてはいない。弾劾裁判所を両院議員により、訴追委員会を衆議院議員のみによって組織する大枠がようやく確定したのである。なお、同法は、昭和22年4月30日、法律第79号として公布、憲法の施行に併せて、5月3日から施行されている。

6 裁判官弾劾法の制定過程

裁判官弾劾法の制定を憲法の施行に間に合わせようとする努力が全くなされないわけではなかったが⁹⁰⁾、それは失敗に終る。しかし、同法の審議は第1国会において早々となされた。衆議院の議院運営委員会では、小委員会を組織して草案の準備をし、全体の委員会において、あるいは司法委員会との連合審査会を開いて、それを検討し、昭和22年8月22日、委員会審議を終えている⁹¹⁾。その最後の意見陳述の機会に、石田一松氏は「訴追委員及び予備員が本案において衆議院議員より選び出される。……後日これが……参議院に送付された場合に……何か参議院において問題が発生するのではないかというような杞憂も抱いておる⁹²⁾」と発言し、われわれへの伏線を張るかの感を抱かせる。しかし、林百郎氏は、これにとりあわず、「国会法を改正しない限りこれはやむを得ない⁹³⁾。」と割り切って、むしろ「訴追委員が衆議院から出ておるということで、将来もし政治的なかけ引きのために公正な訴追が行われないようなことのないように……運用する」ことの必要を説くに終っている。次の衆議院本会議（8月23日）においても、訴追委員を衆議院議員のみとすることについて、議論はない。衆議院議院運営委員会委員長＝浅沼稲次郎氏のその点に関する趣旨説明は、「訴追委員会の組織は国会法に定められているので、その員数を二十人、その予備員の員数を十人といたしました……⁹⁴⁾」とあるだけであった。

ところが、法案が参議院に送付されると、いわば最大の争点ともいえるほどの熱心さをもって論じられたのが、訴追委員会を衆議院議員のみによって組織する問題である。

参議院司法委員会における弾劾法審議の初回（8月29日）は、衆議院側の提案理由の説明に終ったが、2回目、つまり実質審議の初日（9月17日）には、早速、鬼丸義斎氏によって、裁量権を持つ「重要な訴追委員会がすべてこの衆議院のみによって構成されますことになったのは……その理由を十分に理解できない」と攻撃されている⁹⁵⁾。浅沼氏は、「裁判官弾劾法案を作成するにあたり、「国会法の内容に触れての議論はしなかった」こと、およびこの国会法は「衆議院と貴族院の時代において作られた国会法であるのであります、現在の参議院と性格も変りました今日におきまして

は、一応考慮さるべき点があるのではなかろうかということを、私は個人的には考えておりますけれども……〔このままで〕御了承願いたい」とひたすら頭を下げる。これに対して、鬼丸氏は、訴追委員を衆議院議員のみとしたことが「甚だ一貫せざる」意見に基づくと決めつけた上で、「国会法百二十六条を改正いたしまして、両院同数とか或いは何等かの形におきまして、この著しい不平等を緩和する途」について再検討するよう求めている。浅沼氏は、立場上、このままの制度で承知してほしいと繰り返さざるを得ないが、鬼丸氏は、重ねて国会法の改正を迫りながら、衆議院における審議の経過を問う。浅沼氏は、「懇談会等におきましてはいろいろの議論があったのでありますか……正式の議場におきましてはこの問題についての議論がありませんでした。」と答えたが、鬼丸氏の満足するところとはならなかった。9月27日、再び鬼丸氏が「訴追委員がその全員衆議院からのみ取ることになってお」る点を質し⁹⁶⁾、再び浅沼氏が、立案時、「国会法の改正までを考えずに」いたことを確認した上で、衆議院側の説明員=三浦義男氏がこれを補足する。弾劾裁判制度の中で弾劾裁判所と訴追委員会とを較べると、「その間に多少の軽重の差」があり⁹⁷⁾、重い方の弾劾裁判所に「参議院の方々がお入りになっておることは固より当然でありまするが」、訴追委員会は、比較の上で軽いことでもあり、などという場当たり的な発言の後、衆議院のみで組織した理由のひとつとして、同院には「たびたび解散等がございまして、いわゆる民意を代表するという機会がしばしば廻って来る」ことを挙げている。その、もうひとつつの理由として、外国の例を引く。「アメリカ、イギリス等におきましては、下院に訴追の権限を持たしておるのでありますて、この場合は、裁判の方は上院でありますけれども、日本の憲法におきまして、弾劾裁判所はすでに衆議院と参議院と両方に確定されましたのでありまするが、訴追委員会の方におきましては、さような外国の例等も取入れまして……衆議院がその訴追委員に選ばれるということになっておるようすに推察されるのであります。」と述べたばかりか、参議院側の排除が「決して参議院を軽くするとかどうとかいう意味ではない」とつけ加えているところからすると、この問題の本質には、参議院側のコンプレックスなども影響しているように見受けられる。鬼丸氏はくいさがり、外国例に従ったというならアメリカを見よ。下院が訴追するにしても、上院が裁判することになっているではないか。弾劾裁判所について、裁判員は民意に従うべしとの前提のもとで、国会法が両院対等に裁判員を定めることとしている以上、参議院が民意を代表していないとはいえないであろう。だとすれば、訴追委員が民意に従わなければならぬのは当然であるにしても、それが参議院側を排斥する根拠とはならない。弾劾法案が国会法の規定に基づいて立案されたこと

は確かにあろうが、「国会法は法律でありますから、悪い点がありましたならば……当然改正ということの途もございます。」「かように考えますので、この際国会法を改正し、而してこの弾劾法に対する均衡を保つようになりますが、御意見をお持ちになるかどうかをこの際伺って置きたいと思います。」と追及する。これに対して浅沼氏は再び、国会法が貴族院時代の産物であると述べた後、「国民の意思を代表する限度その他についての議論をいたしますれば……却って問題を紛糾させる結果にもなろうかと思う」としながらも、衆議院の優位性を前提にしての規定ではない旨、慎重にことわっている。質問者が代り、斎氏となると、訴追猶予とのかわりから衆議院議員の民意代表性が云々されたりするが、先の衆議院による独占問題からは離れている。

10月15日の委員会では、小川友三氏が、衆議院には解散があるが故に、その解散中、訴追委員会を組織しえず、空白期間が生じてしまう、という観点からこの独占問題に踏み込んで来る⁹⁸⁾。説明に立った三浦氏も、「多少の空白を生ずる」ことを認める。松村真一郎氏は、解散中の弾劾裁判所について質問し⁹⁹⁾、三浦氏が答弁したが、「解散中に急に裁判所として決定しなければならないというような事態が起りました場合は、止むを得ず参議院議員の方々の裁判員を以て裁判する、決定する、かうこととなるかと考えております。」と質問に引きずられた答えを与えてしまい、直ちに訂正する¹⁰⁰⁾。このような混乱があったりして、結局、衆議院側の責任者〔=浅沼氏〕の不在から、国会法の改正問題への確答を得られぬとして、法案審議の終了予定を延期、10月18日の委員会を迎える。

18日の弾劾法審議は、小川氏の空白問題の再提起に始まる¹⁰¹⁾。浅沼氏はやむを得ぬものと説明するが、小川氏は、空白を避けるには国会法を改め、訴追委員会を衆参両院議員で組織し、解散時には、参議院選出の予備員をもって対処すればよく、このような意図をもって「国会法を直すという考えが、親分浅沼さんにあるかないか」ということを、ちょっとお伺いします。と尋ねる。浅沼氏は、解散時には両院議員から成る弾劾裁判所もまた組織しえないのであるから、訴追委員会のみ存続させても実効性に欠け、空白は相変わらず生ずる旨答えて、小川氏の了解を求める。それに続けて浅沼氏は、伊藤修委員長に対しては、「後は速記を止めいただきたいのです。」と求めている¹⁰²⁾。速記は、それに応じて中止された。

速記再開後、この衆議院議員による独占問題にはまったく触れられない。ということは、この速記中断中に、何らかの説得がなされ、あるいは妥協が成ったと推測することは難くない。何が話されたのか。残念ながら確証を持ち合わせないが、推論のた

佐々木 高 雄

めの材料がないではない。そのひとつは浅沼氏の備忘録¹⁰³⁾。ところが、10月18日のことと思われる「10.18」の箇所には、訴追委員会の構成について、想い悩んだ跡がうかがえるものの¹⁰⁴⁾、そこからは、やはり「妥協」の有無や内容は分からぬ。

ところで、三浦説明員の言にもあったように、弾劾法案は「下院訴追・上院裁判」という外国例を一応の基礎とした。浅沼氏の法案綴りにも、その旨の書き込みがある¹⁰⁵⁾。これも、ひとつの推論の材料ではないか。浅沼氏が「下院訴追・上院裁判」という考え方を教えられ、自らもそれに従って立案作業を進めたとの意識をもっていたと推測することに、それほどの無理はあるまい。それなのに法案が「下院訴追・上院裁判」に合致しないと参議院側から度重ねて衝かれるに及び——日程的にも国会法改正のゆとりはないと考えたのか——浅沼氏が、初代裁判長を参議院側から選出したらどうか、と提案したとは考えられないであろうか¹⁰⁶⁾。最終的な意見陳述の中に、「衆議院と参議院と裁判官を同一にし、而も訴追委員会は衆議院にのみ与えたという点等は、幾分不満もございましても、恐らく衆議院は、訴追委員会が衆議院にある関係上、裁判長は参議院に謙譲的の態度から譲らるべきものと私は信じまして、本案全部に対しまして賛成の意思を表示するものであります。」との発言を認めることができる¹⁰⁷⁾。これは、とかく反故にされがちな密約を、記録にとどめようとの努力と解しうるのではなかろうか。

弾劾法は、司法委員会で可決された後、参議院本会議において、趣旨説明から直ちに採決に移され、起立者多数によって可決成立（10月23日）、昭和22年11月20日に法律第137号として公布、即日施行されたのであった。なお、参考までにつけ加えれば、初代裁判長として参議院議員鬼丸義斎氏が、昭和23年5月27日、選出され¹⁰⁸⁾、その任に就き、弾劾裁判制度が実質的に機能はじめたのである。

7 制度の評価——むすびにかえて

以上のような経緯をたどって成立した弾劾裁判制度、ことにその組織に対して、芳しい評価はあまり下されていない。伊藤正巳氏は「弾劾裁判所を上下両院から構成されるものとした例は、全く見当らない新奇な制度であって、その根拠をみいだすのに苦しむ。」とされる¹⁰⁹⁾。既述のように、弾劾裁判所の組織は、マッカーサー草案から3月2日案に至る過程で、偶然に生み出されたものであったから、同氏の「根拠をみいだすのに苦しむ」という指摘は正鵠を射る。また、同氏の訴追委員会に関する説明も正しい。この説明は憲法が弾劾裁判所を両議院の議員で組織することとしたため——兼職禁止の観点から——「下院全体を訴追機関とすることができない結果…

裁判官弾劾裁判制度の確立過程

…衆議院内の委員会が訴追の機能を営むこととせられたのであろう¹¹⁰⁾。」と、やわらかい表現を用いる。しかし、これを単なる推測と捉えるべきではないように思う。というのは、伊藤氏が、弾劾法の立案に強い影響を及ぼした人物に思われるからである。同氏は、英米法の数少ない専門家として、臨時法制調査会第三部会の第7回小委員会（昭和21年7月26日）に招かれて、英米の弾劾制度等についてレクチャーしている¹¹¹⁾。だから、先の説明に続く「憲法上別段の規定なき訴追権を衆議院に認めた点は、弾劾制度の伝統的方式に倣ったもの¹¹²⁾」という小結については、立案者の独白とこれを捉えて、「伝統的方式に倣わせて」弾劾制度を構成したという読み方も許されるのではなかろうか。もし、そこまで言うことには躊躇があったにしても、同氏のこの小結が正当である点にゆるぎはない。

だが、問題はその「伝統的方式」である。下院が訴追し、上院が裁判するとのルールがそれに当ることは確かである。これが、わが国の弾劾裁判制度を創設する際のライトモチーフとして強く働いたことを、本稿は随所に指摘し、確認しておいた。また、諸外国において、「下院訴追・上院裁判」の事実が通例であることも指摘できる¹¹³⁾。しかし、はたしてそこにどれほどの合理性が存するのか、と問い合わせると心細い。

弾劾制度の母国とされるイギリスにおいて、制度の起源といわれるのは、1376年のラチマー（Latimer）卿事件¹¹⁴⁾であり、その根拠は、「下院訴追・上院裁判」の機能分化の確立に求められている。しかし、もちろん、同国の他の制度が歴史的偶然に負うのと同様、弾劾制度の確立もまた、理論的な検討結果などではない。立法府というよりは裁判所として機能した初期議会¹¹⁵⁾において、徐々に力を得て来た下院¹¹⁶⁾が高官の非行に対する裁判に、訴追権の行使という形で参加したのがラチマー卿事件である。これが評価されて「起源」と称されるのであって、別の観点からすれば、ただそれだけのことと言えなくもない。なぜなら、裁判そのものは、上院が相変わらず行いつづけていたのである¹¹⁷⁾。これが「下院訴追・上院裁判」のルールの実体であろう。しかもイギリスにおける弾劾裁判制度は、1805年のメルヴィル（Melville）卿事件¹¹⁸⁾以降、今日まで180年間近く、行使されておらず、革命でも起らない限り活用することはないであろう、とすらいわれている¹¹⁹⁾。公平な裁判所あるいは大臣責任制の確立などが、弾劾裁判制度を無用にしてしまったのである。そのため、現在、わが国の制度を考察する上で、イギリスの制度が手本としてもつ役割りは限定してからなければならない。むしろ、同国の弾劾制度は、イギリスという国家における歴史的な制度であると捉えておく方が無難にも思われる。

それでは、アメリカ合衆国についてはどうであろうか。確かに、同国においても、「下

院訴追・上院裁判」の事実はあり、しかもわが国は、明らかに同國の制度の模倣を出発点とした経緯がある。しかし、今、同國の制度は模倣すべきほどのものではない。同國の憲法制定会議などでの議論は、下院が訴追権をもつことについてではなく、上院が裁判機関として適當か否かという点に向けられた¹²⁰⁾。そして、他に裁判権を与えるよりはまだよいといった程度の判断から、上院が裁判機関に落ち着いたにすぎない¹²¹⁾。しかも、建国当時の上院は13州から各2名、総員26名の組織であり、裁判機関として極端に大きすぎるという程でもないであろう。ところが、現在では百名からなる組織にまで発展し、実質的に裁判機能を営めるのか疑問である。また、上院全体が立法活動から長時間遠ざけられる弊害も指摘されてきた。そのため、その欠陥・不便を解消するために——憲法上の弾劾制度には手を触れず——非行を犯した下級裁判所裁判官用の制度として、司法協議会が辞職勧告まで行える便法を編み出しているのである¹²²⁾。換言すれば、上院を裁判機関としなければならない積極的根拠はないばかりか、少なくとも下級裁判所の裁判官用の制度としては、議会活動を阻害しそぎ、「下院訴追・上院裁判」の構想は失敗したといえるわけである。したがって、制度導入の当初は、わが国にとって未知の制度であったために、世界の例に従おうとする態度も自然であり、現在の目から見て一概に否定すべきではないが、「手本」が手本たるに値しないことのわかった今、いつまでも「手本」にこだわる必要はないであろう。

昭和30年には国会法が改正され、訴追委員会が衆参両院議員各十名によって組織されることになった。これによって、わが国の弾劾裁判制度は、ますます世界の例から離れていく¹²³⁾。この改正は、参議院側の強い要請によったとのことであるが¹²⁴⁾、それに先んじて、昭和28年には、衆議院議員の仕事量が多すぎるとの観点から、訴追委員会を両議院の議員で組織する案が検討されていたようである¹²⁵⁾。それにもかかわらず、昭和30年の改正が具体化すると、訴追委員会では、逆に、参議院議員が訴追委員会に入り込むことに反対し、その意見書を公式に作成した¹²⁶⁾。この意見書について、参議院側が弾劾法制定時に抱いたのと同じレヴェルの不満と捉えられるとすれば、ここにおいてもまた、理論とは離れた次元において、偶然的要因が働く中で、新しい制度が形づくられたといえるのではなかろうか。いずれにしても、他国に例を見ない、両院から選出された裁判員と、両院から選出された訴追委員によって常設される制度が、ここに完成したのである（現行法第16章参照、昭和30年法律第3号）。

ここまで至れば、実際の問題としても、これを世界の例に合わせようと努力することが、いかに無益か、明らかになるであろう。それにもかかわらず、現実にはさまざまな形で、「下院訴追・上院裁判」が追求されつづけている。例えば、訴追委員会

裁判官弾劾裁判制度の確立過程

の委員長は、法律改正後も以前と変わらず、衆議院議員の委員によって占められている¹²⁷⁾。かつて一度、参議院側からも委員長を出せるように運用を改めようとする動きがあったかに仄聞するが、実現をみていない。

あるいは、広瀬久忠氏は、憲法を改めてまで「下院訴追・上院裁判」を達成すべしと、憲法調査会において提唱したのである¹²⁸⁾。もちろん、同氏の所説の根底には、夢物語のような、参議院の政治的中立性・非政党化といった考えが無思慮に置かれてはいたのであるが。

そもそも、わが国の参議院を「上院」と捉える考え方には問題がある。上院という言葉には、多分に特権身分に属する人々によって構成された議院という響きが潜む。語の由来もそうであろう。あるとすれば、わが国の参議院を呼びかえる言葉として、適切ではない。それにもかかわらず、参議院自身が、民主的に組織された「上院」を志向した事実もある。「党よりも人を」という、かつて語られた選挙の際の選択基準など、まさに有閑階級から成る上院に期待されたところを、民主的組織のもとで達成しようとするものにはかならなかった。

ところが、昨年、参議院議員の選挙法が改められ、拘束名簿式比例代表制が一部導入されたために、参議院はその性格変更を余儀なくされる（昭和57年法律第81号）。本稿は、同改正法の評価については触れない。しかし事実として、新しい選挙法によれば、政党中心の選挙が営まれることを指摘できる。その結果、参議院を「理性の府」と呼んだ時代であれば、人を裁く機関のメンバーとして、衆議院議員よりも参議院議員の方が優れていると言う余地がないではなかったかもしれないが、今は、まったく言うことができなくなっている。したがって、いまだに「下院訴追・上院裁判」を追求することは、むなしい努力である。現行弾劾裁判制度を独自の制度として評価し、そこに意義を見出す努力こそ有益に思われる。

〔注〕

- 1) 鈴木忠一氏は、「我国に於ける新しい受継的な弾劾制度を単に国内法の範囲内に於いて限定的に論ずることは勿論可能であるが、それではその視野を狭小にする危険がある」と指摘する。「裁判官弾劾法の諸問題（上）」法曹時報33巻7号（昭57）p. 3。もちろん、一般論としては正しい。しかし、わが国の制度をまず「国内法の範囲内に於いて」理念的に正しく捉えておかないと、單なる比較訴訟技術論に陥る危険があろう。同氏は、「比較法的見地」を軽視した場合の危険として、「裁判官弾劾法の正常な発展・運営を阻害する危険」のほか、「裁判官の独立に対しても好ましくない影響を与へる」危険などを挙げるが、これらは、むしろ、安易な気持での外国例の検討を戒しめる根拠として、ここに引用したいほどである。
- 2) 例えば、斎藤秀夫『国会と司法権の独立』（昭26）p. 252 f.

佐々木 高雄

- 3) イギリスにおいては、ダンビー (Danby) 伯弾劾事件 (1678) の際に、国王が伯爵を救うため恩赦大権行使しようとしたが、下院によって阻止された例などがある。佐藤立夫『新版・弾劾制度の研究』(昭54) p. 50。アメリカ合衆国においても、その憲法 (2条2節1項) が、大統領は「弾劾の場合を除いて……恩赦を行う権限を有する」旨規定するなど、議論を必要とする実質的な土壤をもつ。
- 4) 例えば、斎藤、前掲 p. 240 f.
- 5) 田中英夫『憲法制定過程覚え書』(昭54) p. 39 ff.
- 6) 連合国最高司令部民政局『日本の新憲法』(憲資・総第1号、昭31) p. 44.
- 7) 高柳賢三=大友一郎=田中英夫編著『日本国憲法制定の過程』I (昭47) p. 105, Hussey Papers, R5(23-B-3-2)。運営委員会は、ケイディス (Charles L. Kades) 陸軍大佐、ハッシャー (Alfred R. Hussey, Jr.) 海軍中佐、ラウエル (Milo E. Rowell) 陸軍中佐、およびエラマン (Ruth Ellerman) 嫫の4人で構成されている (p. 111, 25-A-1-1)。前掲書は、ラウエル氏所蔵の記録文書によっているが、他にハッシャー氏所蔵のものがある。本稿は、原則として前者、つまり前掲書を用い、前者に収録されていないものについて後者を用いた。
- 8) 前掲 I p. 121 ff.
- 9) 前掲 I p. 131 解説。
- 10) 『日本の新憲法』p. 23 f. しかし、近衛案に弾劾規定はない。近衛案が GHQ の指導を受けながら作成されたもの (佐藤達夫『日本国憲法成立史』I (昭37) p. 236) であるにもかかわらず、同規定を欠いたのは、日本人にとって弾劾という制度がいかになじみにくかったかを推測させるのではなかろうか。
- 11) 高柳=大友=田中、前掲 I p. 19 および p. 25 解説。H. P., R5 (21-C-1-7).
- 12) 前掲 I p. 143 では「天皇およびその他もろもろの事項についての小委員会」(The Committee on the Emperor and Miscellaneous Affairs) と呼ばれている。
- 13) Hussey Papers, R5(24-B-12-1).
- 14) 合衆国憲法 (2条4節) と第1次案との異同は次のとおり。なお、本文が合衆国憲法である。

All

the State

The President, Vice President, and all civil officers of the United States shall be removed from office upon impeachment for, and conviction of, treason, bribery, or any or other high crimes and misdemeanors, in accordance with the provisions of Article .

- 15) 高柳=大友=田中、前掲 I p. 139. H. P., R5 (25-A-2-3f.)
- 16) 同旨、上村千一郎『裁判官弾劾法精義』(昭56) p. 51.
- 17) 合衆国憲法1条3節6項中、第2次案に影響を与えたのは、「出席議員の三分の二」のほか、sit という単語の選択である、といえるのではないか。関連する箇所は次のとおり。
The Senate shall have the sole power to try all impeachments. When sitting for that purpose, they shall be on oath or affirmation. no person shall be convicted without the concurrence two-thirds of the members present.

- 18) Hussey Papers, R5 (24-C-1-4).

裁判官弾劾裁判制度の確立過程

- 19) 高柳=大友=田中、前掲 I p. 157. H. P., R5 (25-A-3-2).
- 20) 前掲 I p. 163, H. P., R5 (24-C-5-3).
- 21) 前掲 I p. 157, H. P., R5 (24-C-5-1).
- 22) Hussey Papers, R5 (25-B-2-5).
- 23) 高柳=大友=田中、前掲 I p. 257 解説。
- 24) 例えば、前掲 I p. 289.
- 25) これは、比較の便宜を考えての私訳である。普通、引かれる外務省訳は次のとおり。「国会ハ罷免訴訟ノ被告タル司法官ヲ裁判スル為議員中ヨリ弾劾裁判所ヲ構成スヘシ」。
- 26) マッカーサー草案第41条「国会ハ三百人ヨリ少カラス五百人ヲ超エサル選挙セラレタル議員ヨリ成ル单一ノ院ヲ以テ構成ス」。
- 27) 松本烝治『日本国憲法の草案について』(自由党憲法調査会特別資料11、昭29) p. 12.
- 28) 前掲 p. 13.
- 29) 2月5日の民政局会合の議事要録に見ることのできる観点である。高柳=大友=田中、前掲 I p. 121, H. P., R5 (23-B-4-1). なお、ラウエル氏の予備的研究においても、公選によりさえすれば、一院制でも二院制でも可とされている。前掲 I p. 17, R5 (21-C-1-7).
- 30) 田中教授によれば、合衆国において二院制の特長については「社会科のイロハ」ともいえるほど周知されているとか。前掲『覚え書』 p. 208.
そうであれば、民政局のスタッフが一院制のもとでの弾劾制度にどれほどの知識を抱いていたのか、逆に心細い。「ライプラリーが貧弱で十分の資料はなかった。」とすると、憧れのような気持から弾劾制度の導入を決したともいえそうである。憲法調査会事務局「マイロ・E・ラウエル氏との会談のおもな内容」(昭36) p. 5.
- 31) 入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』(昭51) p. 252.
- 32) 前掲 p. 203.
- 33) 佐藤達夫「日本国憲法成立史」ジュリスト No. 83 (昭30) p. 7. 同氏は、これが翌日、「モデルとして私に渡されたものであると思われる。」と記している。
- 34) 入江、前掲 p. 204.
- 35) 前掲 p. 205.
- 36) 佐藤、前掲ジュリスト No. 83, p. 8.
- 37) 松本、前掲 p. 20 f.
- 38) 佐藤、前掲ジュリスト No. 83, p. 8.
- 39) 前掲 p. 8.
- 40) 内藤頼博『終戦後の司法制度改革の経過』I (昭34) p. 124. 「初稿」および「第二稿」について、同書は司法関係の規定を抄録するにすぎない。そのため、本稿は、同書から省かれた規定については、公文書館所蔵品によっている。「憲法改正草案会議」仮番号 2A-40-資 172。
- 41) 佐藤、前掲ジュリスト No. 83, p. 8.
- 42) 当初、佐藤氏が GHQ へ行く予定はなかった。3月4日の朝、GHQ へ出かける松本大臣と、たまたま出会ったために、同氏はお伴を仰せつかったとのことである。佐藤達夫『日本国憲法誕生記』(昭32) p. 50. そのような佐藤氏が、いわばひとりで3月5日案の作成に活躍したのであるから、ここにも、日本国憲法制定過程における偶然性を確認でき

るであろう。

- 43) 3月2日案に添えて GHQ に提出された松本大臣の説明書は翻訳がむずかしく、佐藤氏に助力が求められたために、同氏はそれに従事した。その間に、3月2日案の英訳は終えられ、GHQ 側に訳文が手渡されてしまっている。したがって、佐藤氏は英文3月2日案を見ていないとのことである。佐藤達夫『三月四、五両日司令部ニ於ケル顛末』(昭21)。
- 44) Hussey Papers, R5 (26-C-2-11). 田中教授(『覚え書』p. 79)が所在を明らかにされた外務省記録中の英文3月2日案(A'-0092, 1-0347. なお、この英訳文は、Hussey PapersにもR5 (26-C-16-1ff.)として収められている。)では、先の、Hussey Papers所収の書き込みのあるものとは異なり、65条について、文中Housesと大文字が用いられている。同条についての相違はそれだけにすぎないが、全体を較べると、109ヶ条中、100ヶ条に及ぶ大小さまざまな違いがある。昭和23年4月頃、ケーディス大佐の依頼により、日本側で翻訳して提出した英文3月2日案があるそうだが(佐藤、前掲ジュリスト No. 83, p. 9)、外務省記録中の3月2日案が、それであろう。民政局報告書=Political Reorientation of Japan (p. 625 ff.) 所収の草案は、これとほぼ同じである。
- なお、英文で比較するのは、GHQとの折衝が英文によったことのほか、日本文が、しばしば修辞学的関心から、同一内容であるにもかかわらず、改められていることにもよる。

- 45) マッカーサー草案第89条第1項は、次のとおりである。
- Amendments to this Constitution shall be initiated by the Diet, through a concurring vote of two-thirds of all its members, and shall thereupon be submitted to the people for ratification, which shall require the affirmative vote of a majority of all votes cast thereon at such election as the Diet shall specify.

(比ノ憲法ノ改正ハ議員全員ノ三分ノ二ノ賛成ヲ以テ国会之ヲ発議シ人民ニ提出シテ承認ヲ求ムヘシ 人民ノ承認ハ国会ノ指定スル選挙ニ於テ賛成投票ノ多数決ヲ以テ之ヲ為スベシ)

3月6日発表の「要綱」は、これをイタリック部分のみ the members of each House と改めたにすぎない。

3月2日案ではなく、マッカーサー草案と「要綱」とを較べたのは、GHQにおける作業が、第9章改正については「交付案ニ依」ったからである。佐藤、前掲『顛末』。

マッカーサー草案第89条第1項に基づく「初稿」は次のとおりである。

第九章 補則

第 条 比ノ憲法ノ改正ハ国会之ヲ発議シ国民ニ提出* シテ其ノ承認ヲ求ムベシ。

国会ノ発議ハ両議院各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非ザレバ其ノ議事ヲ開クコトヲ得ズ。出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非ザレバ其ノ議決ヲ為スコトヲ得ズ。

国民ノ承認ハ法律ノ定ムル所ニ依リ国民投票ノ多数ヲ以テ之ヲ決スベシ。

「第二稿」は、* 印の「提出」を「提案」に改め、下線部分の定足数に関する字句を削ったものであり、「第百四条」と条数がふらされている。3月2日案は、条数を「第百五条」とした以外、「第二稿」と変わらない。つまり、「初稿」、「第二稿」および3月2日案は、定足数規定の有無が改正の難易に影響するものの、それ以外では同じである。そして、「初稿」は、長い修飾語句を伴なう文体のマッカーサー草案を短文に分解し、二院制用に改めたものであるから、これらは「要綱」とも、先の点以外では同じといえるだろう。今ここで改正規定の変遷をたどったのは、この「初稿」が佐藤氏によって、松本大臣担当の

裁判官弾劾裁判制度の確立過程

弾劾裁判規定に先んじて準備されているために、「国会」を「両議院」に書き替えるアイデアの生誕をここに確認しようとの意図による。松本大臣の記したモデル案（＝「初稿」）の第7条第3号は「国会ノ解散」としているのであって、「衆議院ノ解散」となったのは「第二稿」においてである。つまり、2月28日の打合会の席上、佐藤氏がマッカーサー草案89条1項を「初稿」に改める際に示したアイデアを松本大臣が受継いだとは考えられないか。明治憲法第7条が、「帝国議会」と「衆議院」とを使い分けているのであるから、あえてイギリス風の表現に改める必要もなかったとすれば、一院制のマッカーサー草案第6条第3号中の「国会」が、二院制のモデル案に注意せず受継がれたようと思われるからである。

- 46) 占領下の作業であることを象徴的に示すのは、第11条と第97条との関係であろう。佐藤達夫「時と経験の増堀」有斐閣・法律学全集『憲法Ⅱ』月報26（昭29）p. 1 ff.
- 47) 入江、前掲 p. 206.
- 48) 憲法調査会事務局『松本烝治氏に聞く』（昭35）p. 31.
- 49) なぜ、このような規定を置いたのか、との質問に対して、ラウエル氏は、日本人が違憲立法審査制に慣れることに鑑みて、ショックを少しでもやわらげようとしたためである旨答えている。前掲『ラウエル氏との会談のおもな内容』p. 3.
- 50) 「本章〔=第四章国会〕ハ先方ニテ両院制ヲ容認セル関係上概 ネ松本案ヲ基礎トス。」佐藤、前掲『頃末』。
- 51) 例えは、内藤、前掲 I p. 145.
- 52) 例えは、前掲 I p. 170.
- 53) 内藤、前掲 IV p. 569 f.
- 54) 浅沼稻次郎文書 No. 1387（裁判官弾劾法案関係資料、昭22）には、同一内容ではあるが違った手によって野紙にカーボン・コピーされた「弾劾裁判所法案要綱」が二部綴られている（後掲資料参照）。どのような機関が、いつ作成したものか不明であるが、臨時法制調査会の活動以前に、いずれかの弁護士会が関係したようにも思われる。内藤、前掲 II p. 208 は、弁護士会が弾劾法に関心を示していることを伝えているからである。
- 55) 第三部会は、同時に司法大臣の諮問機関たる司法法制審議会を兼ね、前者の決定が自動的に後者の決定とされたように、両者は実質的に同一の組織といえる。内藤、前掲 II p. 74.
- 56) 臨時法制調査会第1回総会（昭21.7.11）において。内藤、前掲 II p. 120.
- 57) 内藤、前掲 IV p. 571. ff.
- 58) これは、スエーデンの制度に倣ったものであろうか。弾劾法の立案過程で作成・利用された「各国弾劾制度比較表」に挙げられた11ヶ国中、検事総長を訴追機関とするのは、スエーデンのみである。内藤、前掲 IV p. 627.
- 59) 内藤、前掲 IV p. 574 ff.
- 60) 前掲 IV p. 576 f.
- 61) 前掲 IV p. 131.
- 62) 前掲 IV p. 586.
- 63) 前掲 IV p. 588 ff.
- 64) 前掲 IV p. 581 ff.
- 65) 前掲 IV p. 583. なお、これは第3次要綱と同じである。
- 66) 3次法案（前掲 IV p. 590 ff.）、4次法案（p. 592 ff.）、5次法案（p. 599 ff.）、6次法案（p. 606 ff.）、7次法案（p. 611）。

- 67) 前掲 IV p. 583.
- 68) 前掲 IV p. 139.
- 69) 前掲 IV p. 619.
- 70) 西沢哲四郎『国会法立案過程における GHQ との関係』(昭34) p. 1. なお、寺光忠氏は、貴衆両院と内閣との三者で組織する小委員会が一時期存在した旨伝えている。憲法調査会第二委員会第7回会議議事録(昭34) p. 4.
- 71) 前掲 p. 56, 資料2。
- 72) 「議院法改正の項目」と「国会法案要綱試案」(佐藤文書No.1219)とは若干異なるが、「要綱試案」と「要綱(案)」とは、対応する条文番号の変化などを除き、ほぼ同じといえる。外務省記録 A'-0094, 2-0046 ff.
- 73) 内藤、前掲 II p. 323, 358.
- 74) 西沢、前掲 p. 51 ff. 資料1。
- 75) 前掲 p. 55.
- 76) 佐藤達夫文書 No. 1219 「国会法(草案1)」(昭21)。
- 77) 例えば、H・E・ワイルズ『東京旋風』(昭29) p. 124.
- 78) 西沢、前掲 p. 4.
- 79) 例えば、佐藤達夫氏、西沢哲四郎氏、入江俊郎氏は、みな臨時法制調査会のメンバーである。
- 80) 佐藤文書 No. 1219 には、各法案の表紙に「11—11」、「11—18」、「11—21」、「11—27」、「12—5」と記されたもの5篇と無表記の1篇が収録されている。これらの表記は、西沢氏によって伝えられた法案成立の日付(これは、黒田覚『国会法の制定過程と問題点』(昭35) p. 13 f. に一覧表としてまとめられている)とよく関連しているので、これを、佐藤氏がそれを受け取った日付と解することも不自然ではあるまい。
佐藤文書は、このような表記の若い順に、下から上へと積み重ねて綴っている。「11—11」は、その最下段におかれたものであり、「新国会法の骨組ができ上ったもの」(西沢、前掲 p. 11) が第2次法案であるとすれば、それと大きく異なる「11—11」を10月31日完成といわれる第1次法案と推定できるのではないか。
なお、「11—27」と「12—5」の間にはさまれた法案には、何の表記もない。新かなづかいの採用などから、最終段階のものかと思われるが、確証はない。
- 81) 国会法の成立に大きな力を及ぼした GHQ の国会課長ジャスチン・ウィリアムス(Justin Williams)氏は、弾劾制度に关心を示していない。そのため、この書き込みは同氏の指示に基づくものではないように思われる。
- 82) 西沢、前掲 p. 11.
- 83) 佐藤文書 No. 1219 には、西沢氏から佐藤氏に宛てた、未定稿ながら印刷に付す旨の書簡([昭21]11.20夜附)が含まれる。
- 84) 西沢、前掲 p. 63 資料4。
- 85) 第91帝国議会衆議院議事速記録12号(昭21.12.19) p. 136.
- 86) 第91帝国議会衆議院・国会法案委員会議録1回(昭21.12.19) p. 9.
- 87) ウィリアムス「日本議会法の今昔(下)」法律タイムス2巻8号(昭23) p. 12 は、貴族院が国会法の審議に冷淡であったことを伝えている。
- 88) 第92帝国議会衆議院議事速記録8号(昭22.2.22) p. 68.

裁判官弾劾裁判制度の確立過程

- 89) 第92帝国議会貴族院・国会法案特別委員会議事速記録2号(昭22.2.25) p. 10.
- 90) 第4次法案までは、附則において、施行期日を「憲法施行の日」としていた。
- 91) 拙稿「裁判官弾劾法と最高裁判所」工学院大学研究論叢19号(昭56) p. 66 ff. 参照。
- 92) 第1国会衆議院議院運営委員会議録17号(昭22.8.22) p. 97.
- 93) 前掲 p. 98.
- 94) 第1国会衆議院会議録28号(昭22.8.24) p. 335.
- 95) 第1国会参議院司法委員会会議録22号(昭22.9.17) p. 2
- 96) 前掲25号(昭22.9.27) p. 7.
- 97) 前掲 p. 8.
- 98) 前掲36号(昭22.10.15) p. 6.
- 99) 前掲 p. 7 f.
- 100) 前掲 p. 8.
- 101) 前掲38号(昭22.10.18) p. 3.
- 102) 前掲 p. 4.
- 103) 浅沼稻次郎文書 No. 2270. 「備忘録(国会関係)」昭和22年9月~10月、B5版ノート。
- 104)

10.19 看護院
116年 { 125件
126件 —
127件
1200.
200.

新進平議会の本筋
同上
新進平議会の筋
同上
新進平議会の筋
同上
1
1
2
3
4

- 105) 浅沼文書 No. 1387。第7次法案の余白に記されている。

大内閣とする
國会の職權行使
開会中でも職權有
下院十次會
訴追委員の員數
人とする。

- 106) 浅沼氏は、議論が沸騰すると、よく「まあまあ」といって仲に入り、なだめ役を務めていたそうである。大曲直『浅沼稻次郎』(昭36) p. 137.
- 107) 大野幸一氏の発言。前掲司法委員会会議録38号 p. 6.
- 108) 裁判官弾劾裁判所事務局=裁判官訴追委員会事務局編『裁判官弾劾制度運営二十年』(昭42) p. 2.
- 109) 伊藤正巳「裁判官弾劾法及び最高裁判所裁判官国民審査法」国家学会雑誌62巻5号(昭23) p. 49.
- 110) 前掲 p. 48.
- 111) 内藤、前掲 IV p. 130.
- 112) 伊藤、前掲。
- 113) 佐藤立夫、前掲『弾劾制度の研究』p. 311 ff., 321 ff.
- 114) 1376年の善良議会で、ピーター・ド・ラ・マール (Peter de la Mare) が国王の課税要求に反対する理由として、大臣が私利をむさぼったことを挙げたために調査が開始され、ラチマー卿の他、商人ライオンズ (Lyons) が裁判にかけられた事件。森岡敬一郎「中世イングランドの『下院の弾劾裁判』(Impeachment) の起源」法学研究41巻4号(昭43) p. 34.
- 115) メイトランド (小山貞夫訳)『イギリスの初期議会』(昭44. 原著=F. W. Maitland, Memoranda de Parlamento, 1893) p. 41によれば、1305年の議会は、請願の処理と裁判を中心的な仕事とした。
- 116) 初期議会においては、諸身分の集会の解散後も、なお議会では重要事項が議されている。前掲 p. 67. 中村英勝『イギリス議会史』(昭34) p. 33 も、シモン・ド・モンフォール (Simon de Montfort) の召集した議会 (1264, 65) や模範議会 (1295) の意義をあまりに強調してはならないと警告している。
- 117) メイトランド (小山訳)『イングランド憲法史』(昭56. 原著=The Constitutional History of England, 1908) p. 284 ff. は、議会による一般の裁判について、庶民院という

裁判官弾劾裁判制度の確立過程

「新参者」が漸次その地位を高めていくが、裁判活動への参与は一度もなかったこと、つまり「裁判活動は昔から高位聖職者とバロンの会議における国王により果されてきていたのである。」と説いた上で、弾劾訴追を例外として捉えている。

- 118) メルヴィル卿が、海事高等裁判所に在職中、濫職罪を犯したのではないかと疑われ、弾劾されたが、無罪判決を得た事件。佐藤立夫、前掲 p. 64.
- 119) メイトランド、前掲『憲法史』p. 631 f.
- 120) 野上修市「アメリカの連邦裁判官の弾劾」法律論叢45巻5号(昭47) p. 61 ff.
- 121) ハミルトン＝ジェイ＝マディソン(斎藤敏訳)『フェデラリスト』(昭41. 原著=The Federalist, Mclean ed. 1788) No. 66, p. 372 ff. は、(1)立法権と司法権との混合、(2)上院への権力の集中、(3)官吏の任命に参画している上院、(4)条約締結権を通じて形成される行政部と上院との結合などを理由として、上院を弾劾裁判所とすることに反対している。
- 122) Judicial Councils Reform and Judicial Conduct and Disability Act of 1980 (P. L. 96-458).
- 123) 改正案の衆議院本会議における提案理由として、菅家喜六氏は、「各国の例をも参考いたしまして、今回両議院から同数の訴追委員を出すことといたします。」と述べているが、これは正しくない。第21国会衆議院会議録6号(その2)(昭30.1.21) p. 53.
- 124) 第21国会衆議院議院運営委員会会議録8号(昭30.1.21) p. 7. 予め「根廻し」が行きとどいていたのであろう、前掲会議録には、「第百二十六条と第百二十八条は、参議院の案をのむということにおきめ願いたいと思います。」との趣旨説明があつただけで、この点に関する質疑は一切ない。なお、国会法の改正に応じ、弾劾法も第5条など数ヶ条が改められている。
- 125) 裁判官訴追委員会事務局『裁判官弾劾法の立案、立法、改正経過』(昭56) p. 16.
- 126) 前掲 p. 16 f. なお、意見書の作成は、昭和29年5月25日のことである。
- 127) 初代中村又一委員長から現在の21代古井喜実委員長まで、すべて衆議院議員である。これに対して、弾劾裁判所では、昭和25年2月3日の裁判官会議申合せに従い、両院議員が1年交替で裁判長を務めている。
なお、現在、弾劾裁判所は参議院第二別館内に、訴追委員会は衆議院第二議員会館内に置かれている。このような配置は、一見、「下院訴追・上院裁判」の具体化であるかの印象を与えるが、そうではない。制度発足当初、両機関とも、会計法上、衆議院の所管とされていたが——本文で触れたように——初代裁判長として参議院議員の鬼丸氏が選出されたことから、「弾劾裁判所経費の支出官の変更届」(昭和23年6月1日付)が出され、その所管が参議院に移された結果である、とか。弾劾裁判所事務局の山田源蔵氏談。
- 128) 憲法調査会『国会・内閣・財政・地方自治に関する調査報告書』(昭39) p. 69 f.

資料(原文は縦書きである)

弾劾裁判所法案要綱

第一、総則

- 一、(目的) 憲法法律上違背シ或ハ裁判ノ尊嚴ヲ害スル裁判官ヲ弾劾スルコトヲスル。
- 二、(弾劾事由) 裁判官ヲ弾劾シ得ルノハ左ノ場合トスル。

第一、国民ノ意思ニ違反シタトキ

第二、憲法及ビ法律ニ規定スル犯罪ヲナシタルトキ

佐々木 高雄

第三、職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠ツタトキ

第四、明白ナ無能及ビ悪意ナキ過失ヲ犯シタトキ

第五、官職上ノ威儀又ハ信用ヲ失フベキ所為アツタトキ

第二、構成

三、彈劾裁判所ハ三十名ノ裁判員ヲ以テ組織シ衆參両院デ各々十五名宛ヲ議員ノ中カラ選挙シ
同時ニ予備員十五名宛ヲ議員ノ中カラ選挙スル。

裁判長ハ裁判員ガ互選スル。訴追委員ハ十五名ヲ以テ組織シ衆議院ニ於テ議員ノ中カラ選
挙スルモノトスル。

同時ニ予備員十五名ヲ選挙スルモノトス。訴追委員長ハ訴追委員が互選スル。

第三、任期

四、任期ハ議員タルノ資格ヲ喪失スルトキマデトスルコト。

訴追委員会及ビ弾劾裁判所ハ衆議院ノ解散又ハ參議院ノ半数選挙ト同時ニ消滅スルコト。

第四、訴追手続

一、訴追ハ訴追委員会ニ於テ行ヒ訴追委員ノ過半数出席ノ上多数決ヲ以テ之ヲ決ス。

二、決定ハ書面ヲ以テスル。

三、訴追ハ遲滞ナク弾劾裁判所ニナスコト。

四、訴追書ハ被告人ニ交付スル。

第五、裁判手続

一、公開トスルコト。

二、一定ノ人数ヲ限リ傍聴ヲ許スコト。

三、裁判ハ裁判員ノ半数以上及ビ訴追委員二名以上ノ出席ヲ要スルコト。

四、裁判長ハ速記者ヲ書記ニ任命スルコト。

五、裁判ニハ被告人ニ出頭ヲ命ジ訴追ニ対シ答弁ヲ行ハシメルコト。

被告人ノ出席ナクトモ裁判ヲ進行シ得ルコト。

六、被告人ハ弁護人ヲ選任シ且弁護人ヲシテ代理出席セシメルコトガ出来ル。

七、被告人ハ証拠ノ提出及証人ノ申請ヲナシウルコト。

八、判決ハ書面ヲ以テシ、コレヲ被告人ニ交付スルモノトスルコト。

九、判決ハ司法大臣ニ於テ執行スル。

第六、懲罰

一、懲罰ハ左ノ如シ。

1. 謹責
2. 減俸
3. 転所
4. 停職
5. 免職

免職及ビ名譽信任若クハ報酬ヲ伴フ公務ニ就任在職スル資格ヲ剝奪スルコト以上ニハ及ビ
得ナイ。

二、恩赦ヲ制限スルコト。

第七、附則

一、弾劾裁判所ノ決定ニ因リ又ハ当然職務ヲ停止サレタ後ソノ判事ノ行ツタ職務上ノ行為ハ無
効トスル。

二、弾劾スペキ所為ハ本法実施前ニ関スルモノデモ本法ニ從ツテ之ヲ訴追スル。

三、判事懲戒法ハ之ヲ廢止ス。

四、比ノ法律ハ ヨリ施行ス。

裁判官弾劾裁判制度の確立過程

〔付記〕

本稿を作成する資料の収集にあたり、裁判官弾劾裁判所事務局の沢村一郎総務課長、山田源蔵氏、あるいは裁判官訴追委員会の後藤敏男事案課長など、多くの方々のお世話になった。特記して謝意を表したい。

本稿では、国立国会図書館所蔵の Hussey Papers、佐藤達夫文書、浅沼稲次郎文書、外務省外交史料館所蔵の外務省記録、国立公文書館所蔵の「初稿」および「第二稿」を利用させていただいた。

(ささき たかお 本学 助教授 法学)